

一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会
福利厚生システム利用規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会（以下「本会」という。）が実施する福利厚生事業の閲覧および申込をインターネットにより行う「福利厚生システム」（以下「本システム」という。）の利用に関する事項を定め、適正かつ円滑な本システムの利用に資することを目的とする。

(利用)

第2条 本システムの利用者は、本会の会員および福利厚生センターの会員（以下「会員」という。）とする。

- 2 会員は、本システムに利用にあたり、本規程の定めに従わなければならない。
- 3 会員が本システムにログインした時点で、本規程に同意したものとみなす。
- 4 本会は、会員が本システムの利用に適さないと判断した場合、ログインを拒否することができる。その場合、本会は、その理由について、一切の開示の義務を負わない。

(会員の責任と負担)

第3条 会員は、自己の判断と責任に基づいて本システムを利用して、福利厚生事業の閲覧及び申込みを行う。

- 2 会員は、本システムを利用するために必要な機器、ソフトウェアを自己の負担において準備するものとし、必要な手続きについても、自己の責任と負担で行う。
- 3 会員が本システムを利用するために必要な通信費用は、会員の負担とする。

(ログインに必要な情報の管理)

第4条 会員は、ログインに必要な情報を自己の責任において厳重に管理し、第三者へ漏洩してはならない。

(禁止事項)

第5条 会員は、本システムの利用にあたって、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本システムの閲覧及び申込み以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムの管理及び運営を妨害すること。
- (3) 虚偽の情報による申込みを行うこと。
- (4) 他の会員のログインに必要な情報を使用しログインすること。
- (5) 本システムの全部、又は一部を第三者に頒布、送信その他の方法で提供すること。
- (6) 本システムに改変を加えること。

(7) 本システムに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去又は剥奪すること。

(8) 法令等または公序良俗に反すると認められる行為をすること。

(9) その他、本システムの運用に支障を及ぼす行為、又はその恐れのある行為、又は本会が不適切と判断する行為をすること。

(個人情報保護)

第6条 本会は、本システムを通じて収集した特定の個人が識別できる情報につき、本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、法令上の要請等によるものを除き、本システムを適正に管理・運用する業務以外の目的には使用しないものとする。

(保守等による停止)

第7条 本会は、その裁量において、会員に事前に通知することなく、本システムの運用を停止、休止、中断、又は制限をすることができる。

2 前項による停止等について、本会は何らの責任も負わない。

(利用の停止又は制限)

第8条 本会は、会員が第5条のいずれかに該当する行為を行った場合、又は行う恐れがあると認めた場合は、予告することなく、当該会員による本システムの利用の停止又は制限等の必要な措置を行うことができる。

2 前項による措置について、本会は何らの責任も負わない。

(免責)

第9条 本会は、会員による本システムの利用に関して会員又は第三者に発生した損害について、本会に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。

2 本会は、会員が管理するログインに必要な情報が第三者により不正に利用されたことにより会員又は第三者に発生した被害または紛争等について、一切の責任を負わない。

(著作権)

第10条 本システムに含まれるプログラム及びその他著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護される。また、プログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁ずる。

(規程の改廃)

第11条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、2026年3月1日から施行する。